

# 日本反核法律家協会 2022年総会決議

2022/11/12

I. 情勢の特徴と私たちの課題 .....	1
II. 活動報告 .....	9
III. 活動方針 .....	16
IV. 役員体制 .....	21

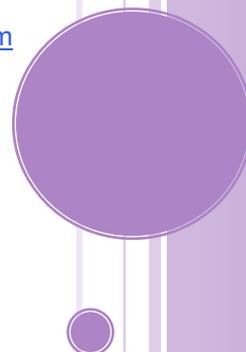
日本反核法律家協会

(連絡先事務所)

〒359-0044

埼玉県所沢市松葉町 11-9 ピースセンター (大久保賢一法律事務所内)

E-mail:[jalana.office@gmail.com](mailto:jalana.office@gmail.com)



# 日本反核法律家協会 2022 年総会決議

2022/11/12

## I. 情勢の特徴と私たちの課題

### (1)2021 年総会後の核をめぐる情勢の概況

2019 年から始まった新型コロナウイルス感染症は、未だ終息を見ず、2022 年 8 月の第 7 波においては、日本の感染者数・1 日の死者数が世界でワースト 1 位になる等、全く予断を許さない状況である。コロナ感染症により、世界中で多くの命が奪われ、経済が停滞している上、半導体不足、原油価格の高騰など、私たちを取り巻く社会情勢は極めて厳しい状況に置かれている。このような状況下においても諸国の核軍備は縮小されることはなく、2022 年に入ってからは、ロシアによるウクライナ侵攻、米中対立の激化など、世界情勢は決して予断ならない状況が続いている。

そのような中で、2021 年は核兵器禁止条約 (TPNW) の発効という、核廃絶に向けた歴史的な出来事があった。被爆者をはじめとした世界中の市民と団体、一部の政府の尽力により獲得された極めて重要な成果である。以下では、2021 年総会以降の核をめぐる情勢の概況を簡潔に触れ、重要な事項については別途項目を立てて述べることとする。

### (2)ロシアによるウクライナ侵攻

2022 年 2 月 24 日、ロシア連邦ウラジーミル・プーチン大統領は、ウクライナでの軍事作戦を開始する旨宣言し、ウクライナへの侵攻を開始した。ロシアは、病院や民間アパート等の非軍事施設に対しても攻撃を行い、多数の一般人の犠牲者を出した上、核兵器の使用を示唆したり、原子力発電所への攻撃及び占拠まで行っている。ロシアは、ウクライナ東部の親ロシア派の自称独立国家である「ドネツク人民共和国」、「ルガンスク人民共和国」(2014 年に独立宣言、ロシアがウクライナ侵攻開始の 2 日前に独立承認した。)における平和維持を理由としているが、国際社会において独立が承認されていない両「共和国」(ロシアのほか、シリア及び北朝鮮が国家承認)に対して集団的自衛権(国連憲章 51 条)は成立しえず、ロシアによるウクライナ侵攻は、国際紛争の平和的解決を原則とする国連憲章 2 条 3 項、武力による威嚇又は武力の行使を原則禁止した国連憲章 2 条 4 項に違反する行為である。かかるロシアの暴挙に対して、国連総会は軍事行動停止を求める決議を採択し、国際刑事裁判所 (ICC) 検察局による戦争犯罪の捜査開始、国際司法裁判所 (ICJ) によるロシアに対する「特別軍事活動」の即時停止を命ずる仮保全措置の指示等、国際社会によるロシアの暴挙への非難が次々と挙げられているにもかかわらず、ロシアは侵攻を止めることなく、2022 年 8 月現在もウクライナへの侵攻を継続している。かかるロシアの行為は、平和な国際社会を破壊する行為であり、断じて許されるものではない。日本国内においても、数多くの団体がロシアに対して軍事侵攻を停止するよう求める声明を發出しており、当協会でも声明を發出している。

かかるロシアの暴挙を招いた原因の一つに、北大西洋条約機構 (NATO) の東方拡大の動きがあることは明らかである。プーチン大統領は、2007 年、ドイツのミュンヘンでの演説で初めて NATO の東方拡大を公の場で批判し、ジョージアやウクライナの NATO 加盟の動きに対しても強くけん制をしている。いかなる理由があろうとも、ロシアによるウクライナ侵攻を正当化することはできないが、軍事同盟に頼り対立を深めてきたことが、ウクライナ侵攻を招いた一因である。

バイデン大統領は、ウクライナ国境周辺の緊張が高まっていた 2021 年 12 月、米軍をウクライナに派遣することは検討していないとし、プーチン大統領と会談を行い、緊張緩和を計った。また、2022 年 1 月 3 日には、5 核保有国 (P5) 共同声明が発表され、「核戦争に勝者はありえず、核戦争は決して戦ってはならない」としている。

このような軍事衝突及び核兵器の使用回避の方向性が模索されている中で、ロシアはウクライナへの侵攻を断行した。また、ウクライナ侵攻を開始するにあたり、プーチン大統領は「ロシアは今も世界最強の核保有国のひとつだ。ロシアへの直接攻撃はどんな潜在的侵略者にとっても壊滅的な結果をもたらすだろう」と発言し、核抑止を担う部隊を特別警戒態勢にするよう命じる等、核兵器による威嚇を行ったのである。これに対し、米国は、2022 年 3 月 29 日核戦略見直し (NPR) を公表し、核の先制不使用、核の唯一目的化等を含まず、ウクライナを念頭に<sup>1</sup>にパートナー国の死活的利益を守るために必要な場合には核兵器を使用することを明言している。

かかるロシア及び米国の対応は、核兵器を保有することが核兵器による攻撃を阻止する抑止力となるという「核抑止論」の論理を崩壊させ、「核兵器の保有」とその「使用の威嚇」が戦争を始める道具として利用されることを示したものだといえる。すなわち、核兵器を保有しそれによる抑止に頼る限り、究極的には核兵器の使用という手段を排除することはできない上、その使用を背景に通常兵器による軍事侵攻を容易にさせる効果が生じているものと言える。また、ロシアによる「核の威嚇」に対し、米国が対抗する姿勢を見せている通り、核の威嚇や軍事侵攻に対し、核兵器国が核によって対抗しない保障などないのである。結局、核兵器による抑止が奏功したということは証明できず、かえって核兵器使用の危険性が高められたものというほかない。

### (3) 緊迫する東アジア情勢

経済、軍事など様々な面でも対立を深めつつある米国と中国は、緊張関係のもと互いをけん制しつつも、バイデン大統領と習近平国家主席による会談<sup>2</sup>を行い、議論を継続してきた。

台湾をめぐるのは、米国は中国による「1 つの中国政策」を支持しつつも、台湾に対して武器供与をするなどグレーゾーンを含む曖昧政策をとってきた。バイデン大統領による台湾をめぐる「失言」<sup>3</sup>が複数回なされるも、米国の立場に変更はないとホワイトハウスが明言し、台湾問題については微妙なバランスを保ってきた。

しかし、2022 年 8 月、米国下院議長のペロシ氏の訪台と続く事前予告なしの議員団の訪台に対し、中国は激しく反発した。中国は、厳しい言葉で米国を非難し、台湾を取り囲む形でこれまでにない規模の軍事演習を行った。1996 年の台湾海峡危機時点とは異なり、米国と中国の軍事力は均衡している現在の状況を鑑みれば、これまでにない程台湾海峡をめぐる緊張が高まっているといえる。

かかる米国によるけん制 (挑発) 行為は、軍事的緊張をいわずらに高め、双方が意図しようがしなからうが、軍事衝突の危険性を高めるものである。核兵器を有する大国同士の緊張状態は、核兵器の使用

<sup>1</sup> 米国とウクライナは、2021 年 11 月 10 日、「戦略的パートナーシップに関する米国・ウクライナ憲章」を締結し、ウクライナを「パートナー国」としている。

<sup>2</sup> 2021 年 11 月 17 日付赤旗

<sup>3</sup> 2022 年 5 月 23 日日米首脳共同記者会見において、中国が台湾へ軍事侵攻した場合に米国が台湾防衛に軍事的に関与するかとの問いに対し、「イエス。それが我々の誓約だ。」と回答したことなど、従来の米国における台湾についての曖昧政策に反するものとれる発言。(2022 年 5 月 23 日付朝日新聞:

[https://digital.asahi.com/articles/ASQ5R52GWQ5RUHBI01H.html?iref=pc\\_extlink](https://digital.asahi.com/articles/ASQ5R52GWQ5RUHBI01H.html?iref=pc_extlink))

の現実的危険性も高めるものであり、極力避けなければならない。中国による武力をもって台湾を制しようとする姿勢は許されるものではないが、かかる軍事的緊張を高める行為を行う米国に対しても厳しく批判をしなければならない。

しかし、日本政府は、自国の排他的経済水域にミサイルが落下したことについて中国政府に対する抗議を行うのみで、あからさまな米国側の立場をとっている。日本政府は、2022年1月7日に開催された日米安全保障協議委員会(日米2+2)に際しての共同発表では、「自由で開かれたインド太平洋へのコミットメント」と日米同盟の強化が強調され、日本としても「地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する決意」を表明した上で、中国を名指して批判し、「台湾海峡の平和と安定の重要性」にも言及している。さらに、2022年5月23日の日米首脳共同声明でも、同様に中国を批判し、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて強調している。このように、日本政府は、米国と一体となって対中敵視政策を推進しており、米中対立を緩和させるところか、中国を刺激し対立を激化させる態度をとり続けている。

近接する中国・台湾において有事が発生すれば、日本が巻き込まれる危険性は極めて高く、さらに、米国がこれに関与するのであれば、安保法制のもと集団的自衛権を行使できている現在の政府の立場からは、日本も紛争当事国になりかねない。核兵器大国同士の軍事紛争においては、核兵器の使用も想定され、日本、とりわけ多数の米軍基地を有する沖縄は、甚大な被害を受けることは明らかである。このような事態は何としても避けなければならないのであり、日本政府としては、米中双方に理性ある対応を求め、紛争を回避するために全力を尽くすべきである。

#### (4)核兵器禁止条約第1回締約国会議

上記のように緊迫する世界情勢の中、新型コロナウイルス感染症の影響で延期されていた核兵器禁止条約(以下、TPNW)の第1回締約国会議がオーストリアのウィーンで2022年6月21日～23日にかけて開催された。2017年に採択され、2021年1月に発効したTPNW核の批准国は、68カ国に上り、署名済みの国は91カ国となっている<sup>4</sup>。TPNWは、現状では核兵器国とその傘下にある多くの国の賛同を得ていないものの、核兵器を明確に違法な兵器であるとした条約が効力を有することになった点は極めて重要である。

第1回締約国会議では、「核兵器のない世界へのコミットメントに関する宣言」(ウィーン宣言)と「ウィーン行動計画」が発表された。

ウィーン宣言では、TPNWの意義を再確認し、国際人道法を含む国際法の順守の必要性に触れ(2項)、核兵器の使用による壊滅的な人道的影響とその危機を回避するために直ちに行動を起こすことが必要であるとした(3項)。その上で、現実には起きている「核の威嚇」に対する強い懸念とかかる行為が国連憲章を含む国際法に違反することを強調して明確に非難し(4項)、全ての核保有国に対して核兵器の使用及び威嚇を行わないことを要求した(5項)。さらに、現状の核兵器保有状況は、核兵器使用の危険性を高め、我々の生存を脅かしているにもかかわらず(6項)、核兵器国と「核の傘」の下にある同盟国とが真摯に核廃絶に取り組んでいないことに対して憂慮し、核兵器の維持、近代化、改良、拡大を停止させることを強く求めている(7項)。このような状況においては、TPNWは極めて重要であり、同条約を実施し、諸団体と被爆者を含む市民と共にさらに発展させるとする(8項、9項)。締約国間の国際協力を強化し、核被害者に必要な支援の提供することも宣言している(10項)。さらに、締約国以外の

<sup>4</sup> 2022年9月22日現在。出典:原水協 HP (<https://www.antiatom.org/Gpress/?p=18527>)

国と協力し、核不拡散条約(NPT)と相互に補完するものとして、NPT 締約国と建設的な協力をすることを表明している(12 項)。そして、楽観主義と決意をもって前進することを述べて結んでいる。

ウィーン行動計画では、TPNW を実質的に動かすために締約国がなすべき行動が示された。具体的には、外交努力によって条約批准国を増やすこと、TPNW は NPT を補完するものであることを確認し 2 つの条約の調整役を任命すること、核兵器のリスクや人道的影響等を分析する専門家グループを作ること、被爆者や核実験被害者への支援や救済をより一層進めることなどが定められている<sup>5</sup>。

また、核兵器保有国が条約を批准した場合には、10 年以内に核兵器を廃棄することを義務付けること、例外措置として廃棄の過程で不測の事態が生じた場合には、締約国の承認を条件に、最長 5 年間の期限延長を可能とすること、条約批准国内に他国の核兵器が配備されている場合には 90 日以内に撤去することが決定されている<sup>6</sup>。

締約国会議においては、NATO 加盟国であるドイツ、ノルウェー、オランダ、ベルギーに加え、米国と軍事同盟関係にあるオーストラリアがオブザーバーとして参加し、ドイツ代表者は、NATO を支持しつつも、核兵器を廃絶するという目標は同じくするとして、対話と議論を進めたいと述べた。核の傘に依拠するこれらの国がオブザーバーとして締約国会議に参加し、対話を行う姿勢を見せたことは、重要な成果である。

他方で、日本政府は、未だに TPNW に対しては背を向け、条約への参加を求める市民の声を無視し、締約国会合へのオブザーバー参加すら拒否をした。しかし、2021 年の世論調査でも、日本が TPNW に参加すべきとする意見は 71% に上り、オブザーバー参加をすべきとする意見も 85% に上っている<sup>7</sup>。ロシアによるウクライナ侵攻によって安全保障に対する危機意識が高まった 2022 年 7 月の世論調査でも、TPNW に参加すべきとした回答は 61% に上っており<sup>8</sup>、戦争被爆国として核廃絶のための主導的役割を果たす世論は依然として強い。多数の地方議会でも、TPNW への参加を求める決議が挙げられている<sup>9</sup>。このような世論を無視し、米国の核の傘の下、究極的には核兵器の使用を前提とする、すなわち、核兵器による非人道的な壊滅的結末を許容する核抑止論に立つ日本政府の態度を改めさせることの重要性が改めて明確となった。

TPNW 第 1 回締約国会議に際しては、ICAN をはじめとしたさまざまな団体、市民によって多数の企画が実施された。若い世代による各国政府代表との交流や意見交換、被爆者をはじめとする核被害者の経験の共有、それぞれの地域における非核化の取組み共有、被爆地広島・長崎とのセッション等、正に上記ウィーン宣言やウィーン行動計画を実行する第一歩となる企画が多数催されたことは重要である。

TPNW 第 1 回締約国会議と同時に開催された核兵器の人道上的影響に関するウィーン会議でも、被爆証言から始まり、核抑止論の限界が論じられた。これらの様々なサイドイベントも含め、第 1 回締約国会議はまだ生まれたばかりの TPNW を実行する重要な第一歩となったものと言える。第 2 回締約国会議も、2023 年 11 月 27 日から 12 月 1 日にかけて、ニューヨーク国連本部において開催される(議長国メキシコ)ことが決定しており、これに向けて更に条約を進展させることが必要である。

<sup>5</sup> 2022 年 6 月 23 日 NHKWEBNEWS

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220623/k10013685661000.html>)

<sup>6</sup> 2022 年 6 月 23 日時事エクイティ

([https://equity.jiji.com/oversea\\_economies/2022062300229](https://equity.jiji.com/oversea_economies/2022062300229))

<sup>7</sup> 2021 年 8 月 1 日付西日本新聞(<https://www.nishinippon.co.jp/item/o/778873/>)

<sup>8</sup> 2022 年 7 月 31 日付東京新聞朝刊 2 頁

<sup>9</sup> 2022 年 7 月 1 日現在で 639 自治体。出典:原水協 HP

(<https://www.antiatom.org/Gpress/?p=16738>)

## (5)NPT 再検討会議

新型コロナの影響で4度にわたって延期されていたNPT再検討会議は、2022年8月1日に開幕し、26日に閉会した。上記の通り、ロシアによる核兵器の威嚇を背景に置いたウクライナ侵攻、中国との緊張関係の激化に伴う中国の核軍備の増強等、NPTは極めて厳しい立場に置かれている。

岸田首相は、日本の総理大臣として初めて出席し、NPTの意義を強調するとともに、NPTを守り抜いていくことを述べ、「ヒロシマ・アクション・プラン」を表明した。同プランは、核兵器不使用の継続の重要性を訴えていくとともに、核保有国に核兵器に使われる核物質の生産状況の情報開示を求める等、核戦力の透明化を促す、としている。併せて、米中露の対話を後押しすること、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効を目指す首脳級の会合を日本が主催し開催すること、11月23日に広島で国際賢人会議を開催することを表明している。かかる発言は、核保有国の対話を促進する点等一定の評価はできるものの、具体的な核廃絶に向けたプランが示されているわけではなく、相変わらず核抑止論に立ち米国の核の傘の下にあることを前提としているものであることから、実効性があるか疑問であるし、TPNWに全く触れておらず、「橋渡し」としての役割を自認する政府の代表としての発言としては不十分である。被爆者らも、岸田首相が被爆者の声を本当に聞いているのか疑問であると評している<sup>10</sup>。

核軍縮を扱う第1委員会は、「核の先制不使用」政策を核保有国に求め、核兵器の役割を減らすための措置をとることなどを盛り込んだ最終文書の案を示した<sup>11</sup>。同文書案は、核の先制不使用政策の採用を促す記述が削除されるなど大幅に後退しながら合意が目指されたものの、ロシアが「政治的だ」等として反対し、採決には至らなかった。核抑止に依存する核兵器国を中心として進められるNPT体制の限界を示したものと言える。

しかし、だからといってNPTの重要性が消失したものではない。最終文書の採択に至らなかった国家に対しては非難の声を上げ続けていくべきであるが、核兵器の非人道性について詳細に指摘し、核の先制不使用などを求める最終文書案が提示され、その合意が目指されたこと自体は評価すべきである。また、TPNWを積極的に評価する内容とはならなかったものの、その存在を認識することが触れられたことも重要である。市民社会としては、最終文書案の評価すべき点を基に、核兵器国へ核軍縮を求めていく必要がある。

さらに、TPNW締約国会議と同様、各国の若者がNPTに参加し現地の様子を発信するなど、新しい取り組みも行われており、これらの取り組みも含めて、核廃絶へ向けた運動を継続していかなければならない。

次回のNPTは2026年の予定とされており、次回の開催までに、TPNWとNPTは相互に補完し合うものであることを改めて確認し、両輪として核廃絶へ向け取り組みを進めていく必要がある。

## (6)イラン核合意

2018年トランプ米大統領の離脱により機能不全に陥っていたイラン核合意は、EUを仲介役として間接協議がなされてきたものの、2021年6月大統領選挙により保守強硬派のライシ氏が勝利したことに

---

<sup>10</sup> 2022年8月2日 NHK NEWSWEB  
(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220802/k10013747141000.html>)

<sup>11</sup> 2022年8月13日毎日新聞  
(<https://mainichi.jp/articles/20220813/k00/00m/030/219000c>)

より、協議は一時停止した。その後、2021年11月に協議が再開され、制裁の解除が先だとするイランと、核開発の停止が先であるとする米国の対立は深く、協議は難航しているものの、2022年8月にはEUから最終案が提示され、これに対してさらにイラン側が意見を述べるなどし、調整が継続されている<sup>12</sup>。中東における核拡散の阻止のため、交渉が前進することが期待される。

## (7) 日本国内の政治動向

2021年9月に菅首相に代わって内閣総理大臣に就任した岸田文雄氏は、広島県出身(岸田氏本人は東京都生まれ・東京都育ちであるが、岸田家は広島の一族)であり、核兵器廃絶をライフワークと言い、『核兵器のない世界へー勇気ある平和国家の志』と題する著書(2020年10月19日 日経BP発行)を出版している。また、所信表明演説においても、『核兵器のない世界』に一步でも近づくことができるよう、核兵器国と非核兵器国の信頼と協力の上に、現実的な取組を進めてまいります。」等と述べている。

しかし、岸田首相は「核廃絶」を標榜しながらも、核抑止論を肯定し、米国の核の傘が必要であるとするものであり、見せかけの「核廃絶」に過ぎない。これまでも日本政府が主張してきた「核兵器国と非核兵器国との橋渡し」も、TPNW 締約国会合にはオブザーバー出席すらせず、他方で、NATO 首脳会合には出席するなど、あからさまに核兵器国に傾いた立場を取っているのであり、到底「橋渡し」等と評価できるものではない。2022年8月6日の広島平和記念式典、同月9日の長崎平和記念式典での首相演説においても、TPNW への言及すらしなかった。かかる岸田首相の態度に対し、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN) 事務局長ベアトリス・フィン氏は、「被爆者に無礼」、「日本は保有国と非保有国の架け橋になれない」と厳しく批判している<sup>13</sup>。

繰り返し述べられている通り、「核抑止」が機能していることを検証することは不可能であり、仮に抑止力があつたとしても、その均衡が崩れたり、突発的な事故によって核兵器が使用されたりした場合には、非人道的結末に至ることは明白である。世界の情勢が緊迫を増している今こそ、核抑止論から脱却し、見せかけの「核廃絶」ではなく、TPNW に基づく真の核廃絶の道を進むべきである。

日本国内では、2021年12月以降、憲法審査会が頻繁に開催されるに至っている。これまでの慣例を破り、予算審議中から開催し、2022年通常国会の衆院憲法審査会ではほぼ毎週開催された。憲法審査会では、オンライン審議、緊急事態条項の創設などがテーマとして取り上げられ、オンライン審議に関しては、前例のない「取りまとめ」がなされている。2021年に成立した改憲手続法(国民投票法)附則4条で定められた広告規制等の議論はほとんどされることなく、改憲項目の議論が進められている状況である。

さらに、2021年11月の衆議院総選挙、2022年7月の参議院議員選挙によって、改憲派勢力が国会の議席の3分の2を占めるに至った。また、核共有などを主張する日本維新の会もその勢力を大きく伸ばしている。加えて、参院選挙後3年間は、国政選挙が予定されておらず、改憲派にとっての「黄金の3年間」と評されているように、改憲に向けた動きが強力に進められることが予想される。憲法にとっても、核廃絶にとっても極めて危険な情勢と言わざるを得ない。

加えて、ロシアによるウクライナ侵攻を契機に、一部国会議員などから日本も米国との核共有を議論すべきとの主張がなされた。NATO における核共有を前提とするものであると考えられるが、非人道的兵器である核兵器を共有することは憲法9条に違反することはもちろん、核兵器の拡散を禁止する

<sup>12</sup> 2022年8月17日 NHK NEWSWEB

(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220817/k10013774901000.html>)

<sup>13</sup> 2022年8月6日東京新聞 Web (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/194154>)

NPT1 条及び 2 条にも違反する上、日本列島に核兵器が配備されれば、周辺国が警戒を強めることは明らかであり、日本が核戦争に巻き込まれる危険性を飛躍的に上昇させるものであり、断じて許されない。

また、岸田首相は、2022 年 8 月下旬、従前自身の著書では将来的には再生可能エネルギーへの転換を進め原発への依存度を下げていくべきである旨述べていたにもかかわらず、突如、原発の運転期間の延長と新增設及び立替えを実施する方針を発表した。下記(8)で述べる通り、原発は取り返しのつかない甚大な被害を日本に与えたのであり、極めて粗雑な最高裁判決によって国の責任が否定されたことをいいことに、原発を推進する姿勢は厳しく批判されなければならない。

2022 年 7 月の参議院議員選挙期間中、応援演説を行っていた安倍晋三元首相が銃撃され殺害されるという事件が発生した。いかなる理由があろうとも、このような行為は断じて許されるものではない。しかし、この事件をきっかけに、旧統一協会(現世界平和統一家庭連合)と政治家との関連が大きく取り上げられるようになった。

さらに、岸田首相は、死去した安倍元首相について、国葬を実施することを閣議決定した。そもそも、国葬自体、戦前に定められていた国葬令が廃止され、法的根拠もなく、信教の自由との関係で大きな問題をはらむものである。その上、安倍元首相は、安保法制の強行採決、軍拡、憲法 9 条明文改憲の宣言、そして、核共有論を先頭に立って主張する等、憲法を破壊する政策を率先して進めてきたのみならず、森友・加計学園問題、桜を見る会問題、検察庁法改正問題など、政治の私物化に関する疑惑の中心人物である。かかる国葬の決定に対して、世論は強く反発したものの、政府は 2022 年 9 月 27 日、これを強行した。自民党政権の礼賛の道具として、国民の反対にもかかわらず、多額の税金を投じて実施された政府は、厳しく糾弾されるべきである。

このような政府の態度と、政治とカルト宗教の癒着が明るみに出たことにより、自民党を中心とする政治に不信の目が向けられており、政治の大きな転換点になり得るものといえる。唯一の戦争被爆国でありながら、米国に求められるがまま東アジアの安定を壊し、軍拡の道に突き進み、核廃絶には背を向け続ける政府を厳しく批判し、抜本的な政策の転換を求めていく必要がある。

## (8)国内司法分野の動向

### ア 黒い雨訴訟

2021 年 7 月 14 日の広島高裁判決により、国が指定した援護区域の外にいた住民たちを被爆者と認め、被爆者健康手帳を交付することが命じられた。これに対して国は上告を断念し、原告側の勝訴が確定した。同判決によって、被爆者認定が広がり、徐々にこれまで認定を受けることができなかった被爆者が、被爆者認定を受けるようになっていく。他方で、国は、長崎の黒い雨訴訟において、同判決を真っ向から否定する主張を行うなど、到底被爆者に寄り添った対応がなされているとは言えない。被爆者の高齢化が進み、多くの被爆者が認定を待つ間に命を失っているのであり、もはや一刻の猶予も許されない。直ちに、見直された基準に基づく被爆者認定を求めることが必要である。

### イ ビキニ被ばく訴訟

米国によるマーシャル諸島での水爆実験により被爆した船員による、船員保険の申請を不認定とした全国健康保険協会の処分の取消しと、国に対する損失補償を求める訴訟が 2020 年 3 月に高知地裁に提起された。このうち、処分取消訴訟については、東京地裁に移送されたが、損失補償請求は高知地裁で審理がなされている。

日本政府と米国政府による政治取引によって、被害の実態が隠されてきたため、疫学的な調査などがなされておらず、被ばくの事実の立証などの点で同訴訟は困難な点も多く含まれている。しかし、核実験の被害者に対する救済は、TPNWにおいても述べられているものであり、政府の都合によって救済の道を閉ざされることはあってはならない。今後、審理が進むものであり、その動向が注目される。

#### ウ 原発訴訟

原発の差止めを求める訴訟においては、2022年5月31日に札幌地方裁判所が泊原発の差止めを認容する判決がなされた。同判決は、安全性の主張立証責任が実質的には電力会社側にあることを認め、原子力規制委員会の判断を待って主張するという電力会社側の主張を排斥し、初めて津波問題で原発の安全性を否定した。原発の危険性と、国及び電力会社の安全対策の不十分さを指摘した判決として、高く評価できる。

福島原発事故の被害者らによる国と東電に対する訴訟では、東京電力による上告が却下されたことで、東京電力が中間指針を超える損害について賠償責任を負うことが示された。他方で、生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の最高裁判決によって、国の責任が否定されるという不当判決がなされた。同判決は、長期評価の信用性や水密化による対策により被害を防ぐことができたかといった論点には立ち入らず、取り得る対策は防潮堤のみとしたうえで、想定された津波に対応できる防潮堤を設置しても、被害を防ぐことはできなかったとして国を免責した。他方で、三浦裁判官の反対意見は、詳細に検討した上で国の責任を認定しており、本来であれば同反対意見が判決としてなされるべきものであった。

また、東京電力役員の責任を追及する訴訟も進められている。東京電力株主による東電役員らに対する株主代表訴訟では、2022年7月13日、東京地裁が東電役員ら4名に対し、13兆円を超える損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。役員らが津波対策の必要性を認識しながらこれを怠り、原発事故という取り返しのつかない損害を及ぼしたことを認めた画期的な判決である。他方、刑事裁判においては、第1審では無罪判決が言い渡され、控訴審は2022年6月6日に結審しており、判決が待たれている。

原発は、ひとたび事故が起きれば取り返しのつかない損害を与えるものである。原発の差止めを求め闘い続ける原告も、そのような取り返しのつかない事態を未然に防ぐために厳しい法廷闘争を闘っているのであり、原発事故に対する国の責任を明確化し、被害に対して十分な賠償を行うことこそが必要である。

いずれの訴訟も、法廷での闘争は終了しておらず、今後も核による被害を発生させないためにも、これらの法廷での闘争は極めて重要である。

#### (9)核廃絶への課題

ロシアによるウクライナ侵攻と核兵器の威嚇により、日本国内では「核抑止」の強化が叫ばれ、一部国会議員は米国との核共有論までが持ち上がっている。さらに、その後のペロシ・ショックによる台湾をめぐる米中対立の激化により、さらなる軍拡が主張されている。岸田首相は、コロナ禍等によって疲弊しきっている国民は置き去りに、後期高齢者の医療費負担の倍増、年金の引き下げなど、社会保障費を削減する一方で、軍事費の倍増(GDP比2%への引き上げ)を公約に掲げ、米国に対して軍事費の増額を約束するなど、軍拡への道を突き進もうとしている。

2022年8月6日、広島平和記念式典において、湯崎英彦広島県知事は、「力には力で対抗するしかない、という現実主義者は、なぜか核兵器について、肝心なところは、指導者は合理的な判断のもと

「使わないだろう」というフィクションたる抑止論に依拠しています。本当は、核兵器が存在する限り、人類を滅亡させる力を使ってしまう指導者が出てきかねないという現実を直視すべきです。」と述べ、核抑止を「フィクション」と断じた。正に、ロシアによる核兵器の威嚇が、核抑止がフィクションであることを示しているのである。

現在のように核兵器使用の危険性が高まっている今こそ、核兵器による凄惨な被害を振り返り、核抑止がもはや成り立たない理論であることを確認し、TPNW を基調とした核廃絶への道を進むべきである。

そのためには、TPNW 第 1 回締約国会議で若者を中心として様々なサイドイベントが実施され、被爆体験の共有や各国各地域での取り組みが共有されたように、現実的な核廃絶の道を市民運動によって作り上げていく必要がある。

我々日本反核法律家協会としての課題は、TPNW の普遍化とその理念を広く市民と共有してその支持を広げるとともに、引き続き日本政府に TPNW の批准を求める、ロシアのウクライナ侵攻や台湾有事などの米中対立等を理由に軍拡に走ることは緊張関係を高め核使用の現実的危険性を高めるものであり、対話と協議による解決が最も平和を実現するための近道であることを示すことが挙げられる。また、それらの為には、日本国内の各団体・市民との共同はもちろん、主に北東アジアの非核化を実現するために、諸外国の団体・市民とのネットワークを構築し、信頼関係を醸成するとともに、日本に限らない被爆者の支援を実現させることが必要である。これらの活動に取り組む主体を増やしていくことも重要である。

これらの課題に取り組むことが、核兵器もない戦争もない世界を構築することに資するものといえる。

## II. 活動報告

### 1. 意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」

前総会（2021 年 11 月）の後、6 回目となる同一テーマでの意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を開催<sup>14</sup>した。冒頭大久保賢一会長の主催者挨拶の後、森一恵事務局長が問題提起を行った。討論に先立ち、前回に引き続き日本被団協代表委員田中熙巳氏と韓国原爆被害者協会イ・ギョヨル（李圭烈）会長から連帯の挨拶を受けた。その後パネリスト市場淳子氏（韓国の原爆被害者を救援する市民の会会長）、崔鳳泰氏（韓国弁護士）、坂本洋子氏（日朝友好女性ネットワーク代表）の 3 名からの報告を受け、山田寿則理事がそれに対してコメントし、その後足立修一理事をモデレーターにパネルディスカッションを行った。全体の進行役は、森一恵事務局長と大住広太事務局次長が務めた。

例年よりもパネリストの数を減らし、その分報告時間にゆとりを持たせ、在韓・在朝被爆者のおかれている現状についてそれぞれのパネリストからじっくり語ってもらうことができた。討論では、日本・大韓民国（以下韓国）・朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮）のいずれの国も署名・批准していないものの、TPNW が既に発効し被爆者（核被害者）援助・環境修復規定・国際協力（6 条 7 条）が機能し始めようとしていることが確認され、信託基金設立の提案も出ていることが紹介された。

<sup>14</sup> 意見交換会の内容は機関誌『反核法律家』（2022 年春号）No.110、13 頁以下参照。

2022年6月に開催されたTPNW第1回締約国会合でも、実際にTPNW6条7条に関する議論が掘り下げられ、「ウィーン行動計画」においてその重要性が確認され、「決定」において設置された非公式作業部会<sup>15</sup>のテーマの一つに位置付けられた。

## 2. NPT 再検討会議に向けた取り組み

2020NPT再検討会議は、コロナ危機のため、当初の2020年4月の予定から2021年1月に、それが2021年8月に、さらに2022年1月も延期となり、4度にわたる延期決定の末、2022年8月開催にこぎつけた。

当協会は、昨年総会決議の活動方針(B「行動計画」1.再延期後の2020NPT再検討会議に向けて)に基づき、「NPTの舞台で『核兵器も戦争もない世界』を実現するための提案をアピールする方法を検討」し、2022年1月開催予定であったNPT再検討会議に向け、NGOのビデオ発言のための「『核兵器のない世界の達成と維持に関する法的枠組み』の提案」と題するビデオメッセージを製作(発言者:井上事務局)し、国連本部へと送った。残念ながら2022年1月も延期となったため、ビデオメッセージによる発言機会は見送られたが、発言原稿は、機関誌『反核法律家』№110(2022年春号)に掲載<sup>16</sup>した。

2022年8月に開催されたNPTに向けては、「核兵器の不拡散に関する条約(NPT)再検討会議において『核兵器のない世界の達成と維持に関する法的枠組み』を確立することを要望する」と題する会長声明(和文・英文)を発出し、メーリス配信やホームページへの掲載<sup>17</sup>で活用した。

## 3. TPNW 第1回締約国会合への代表派遣

TPNW第1回締約国会合も、本来発効後1年以内に開催されるべきところ、コロナの影響により、当初の2022年3月開催の予定が延期され、2022年6月21日から23日にかけて、ウィーンにおいて開催されることとなった。開会に先立つ同月17日にはユースオリエンテーションが、18日から19日にはICAN市民社会フォーラムが、20日にはオーストリア政府主催の第4回目となる非人道性国際会議が開催された。当協会は、これら関連イベントも含め山田寿則理事と遠藤あかり会員(核兵器廃絶日本NGO連絡会事務局業務と兼務)を代表として派遣した。遠藤あかり会員は、ICAN市民社会フォーラムのイベントの内の1つ「北東アジアの非核化」においてファシリテーターを務めた他、日々現地からの発信に尽力した。また、後述4項④記載のとおり、代表派遣された2名は、19日に現地でIALANA関係者とのミーティングに参加し、交流を深めている。両名は7月15日の核フォーラム(後述6項)において、詳細な報告<sup>18</sup>を行った他、機関誌『反核法律家』№112(2022年秋号)(後述8項)に論稿<sup>19</sup>を寄せている。

<sup>15</sup> TPNW第1回締約国会合において「会期間制度設置の決定」がなされ、第2回締約国会合までの間、3つのテーマごとの非公式作業部会が設けられることとなった。「被害者援助・環境修復・国際協力援助」の他、「(TPNWの)普遍化」「TPNW第4条の実施」が設置された。

<sup>16</sup> 当協会サイト <https://www.sumquick.com/hankaku/statement/jalana/220111.html> でも閲覧可能。

<sup>17</sup> 当協会サイト <https://www.sumquick.com/hankaku/statement/jalana/220721.html> で閲覧可能。

<sup>18</sup> 山田寿則理事報告「TPNW締約国会合からNPT再検討会議へ」、遠藤あかり会員報告「IMSP&関連行事—初の国際会議と『私』が見た視点」。

<sup>19</sup> 論稿「核兵器禁止条約(TPNW)第1回締約国会合の意義と課題」(山田寿則)12頁以下、論稿「どの国も取り残されないために。核兵器のない世界実現に向けた一歩」(遠藤あかり)18頁以

#### 4. IALANA との連携

昨年に引き続き、本年も当協会は IALANA と連携して諸活動を進めてきた。具体的には、以下の活動にとりくんだ。

- ①2022年3月14日 IALANA・JALANA 共催ウェビナー（「過去をふり返り未来を見据える：核被害者に正義を！」（LOOKING BACK AND LOOKING AHEAD: Give Justice to Nuclear Victims!））の開催  
2021年12月の IALANA 理事会での協議に基づき、TPNW6条7条や国際人権法を活用した核被害者の救済や環境回復への道筋に焦点をあてるウェビナーを開催した。2022年1月、2月、3月とウェビナーWGを重ね準備した。ウェビナー第1部では、核被害者を支援してきた日韓の法律家のこれまでのとりくみを紹介し、第2部ではTPNW6条7条や国際人権法等の規範を結びつけた核被害者支援や環境回復への提案がなされた<sup>20</sup>。参加者数70～80名程度。12月の IALANA 理事会や3月のウェビナー当日は、本職の通訳者に通訳を依頼し、相互理解が深まるよう工夫した。尚、当日の資料・動画はホームページ<sup>21</sup>から閲覧・視聴できるようにした。
- ②TPNW 逐条解説（コメンタリー）（改訂版）の作成  
ダニエル・リエティカー IALANA 共同会長（編著者）、マンフレッド・モーア IALANA 理事（ドイツ）（著者）、山田寿則 JALANA/IALANA 理事（著者）、3名の共著により改訂版が作成された（2022年5月冊子として刊行）<sup>22</sup>。コメンタリーチラシと冊子の一部はTPNW第1回締約国会合において配布された。
- ③2022年6月10日TPNW 逐条解説（コメンタリー）（改訂版）を紹介するオンラインイベント（LAUNCH Event: Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons – A Commentary Article by Article）の開催  
コメンタリー執筆分担に沿って各執筆者が内容を紹介<sup>23</sup>。韓国のカン・ネイサン弁護士も参加して発言し、在韓被爆者救済のためにTPNW6条の仕組みをどう活かすかという提起があった。報告の後、質疑応答を行った。参加者は30名程度。
- ④核共有問題にかかる意見交換  
ロシアのウクライナ侵攻と核使用の威嚇を契機に、日本国内で「核共有」「非核三原則見直し」といった議論が出されるようになったことを受け、NATO 核共有の実態とドイツ IALANA の見解について学びたいという問題意識で、IALANA に対し意見交換の場の設定を申し入れた。6月19日TPNW第1回締約国会合の代表派遣者が現地でIALANA 関係者とミーティングを行い、当協会の問題意識をまとめた文書を手渡した。その後メール・ZOOM による打合せにより双方の問題意

下。

<sup>20</sup> 第1部の進行役は高橋博子会員、登壇者は森一恵事務局長、佐々木猛也 IALANA 共同会長、崔鳳泰弁護士（韓国）、内藤雅義副会長、第2部の進行役は山田寿則 JALANA/IALANA 理事、登壇者はマンフレッド・モーア IALANA 理事（ドイツ）、ダニエル・リエティカー IALANA 共同会長、エミリー・ガイラード IALANA 理事（フランス）。

<sup>21</sup> <https://www.sumquick.com/hankaku/event.html#01> 参照。

<sup>22</sup> 英・独・露・日本語の4カ国語に対応し、<https://www.ialana.info/2022/06/treaty-on-the-prohibition-of-nuclear-weapons-a-commentary-article-by-article/>からダウンロード可能。日本語版の製本・普及については、次項を参照。

<sup>23</sup> 発言者はダニエル・リエティカー氏（全体の解説）、山田寿則理事（核使用と威嚇）、マンフレッド・モーア氏（TPNW6条7条）。開会挨拶を森一恵事務局長が行い、遠藤あかり会員が進行を担当した。

識を重ね合わせながら、論稿「ドイツにおけるニュークリア・シェアリング(核共有)の違法性」<sup>24</sup>の執筆者であるベルント・ハーンフェルト氏を講師とする学習会を開催する方向で検討を始めた。IALANA 関係者との small meeting を行い、通訳者の手配など実務的なことも含めて学習会準備を進めている。

5. TPNW 逐条解説 (コメンタリー) (改訂版) の日本語版の製本・普及  
前項記載の TPNW 逐条解説 (コメンタリー) (改訂版) の日本語版につき、基礎資料として広く市民に普及し活用してもらうために、TPNW 第 1 回締約国会合の成果物である「宣言」「ウィーン行動計画」「決定」の JALANA 訳とともに、機関誌別冊の体裁で刊行することを確認した。

6. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働  
核兵器廃絶日本 NGO 連絡会 (以下 NGO 連絡会) は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動する NGO・市民団体の連絡組織である<sup>25</sup>。共同代表には当協会大久保賢一会長、同足立雄一理事も加わり、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される会合には当協会の役員数名が参加している。

今次、NGO 連絡会は、2020NPT 再検討会議、TPNW 第 1 回締約国会合という 2 つの重要な国際会議をそれぞれ結節点として、外務省との意見交換及び要請並びに記者会見(2021 年 12 月及び 2022 年 7 月)、また 8 月 29 日には NPT 再検討会議の結果を受けての声明発出と記者会見、TPNW1 周年記念イベント開催、ロシアによるウクライナ侵攻と核威嚇に抗議する声明の発出とイベント開催、TPNW 第 1 回締約国会合・NPT 再検討会議にかかる各現地からのレポートの発信 (ユース・ブログ含む)、各党国会議員と有識者による討論会「核兵器のない世界に向けた日本の役割」の開催(2022 年 8 月)、など旺盛な活動を展開してきた。外務省との意見交換会や記者会見では、共同代表である大久保会長・足立理事が重要な役割を果たし、多数の会員がイベントやレポートを視聴している。

尚、9 月 23 日には、「核兵器廃絶のための国際デー記念シンポジウム」がオンラインで開催された。

7. 他団体との連携  
(1) 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費 1 万円を負担している。また、当協会の大久保会長 (理事)、内藤副会長 (理事)、田部理事 (理事) が役員として活動に関わっている。

ビキニ被災者訴訟が始まり、被害実態を遺族の人を含め全国的に掘り起こしていく活動が求められていることから、これまで以上に「継承する会」との連携を強める必要が確認されている。

---

<sup>24</sup> 機関誌『反核法律家』No.107(2021 年夏号)に訳文(森川泰宏氏訳)を掲載。当協会サイト [https://www.sumquick.com/hankaku/data/07/220202\\_202009.html](https://www.sumquick.com/hankaku/data/07/220202_202009.html) から閲覧可能。

<sup>25</sup> 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『核兵器廃絶日本 NGO 連絡会』<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>

## (2)創価大学法学部「人間の安全保障フィールドワーク」の学生の当協会訪問

ここ数年恒例となっている学生訪問につき、2022年8月オンラインインタビューを受けた。大久保賢一会長より、パワーポイント資料を使って、当協会の概要とそのとりくみ、核をめぐる情勢、について報告した他、山田理事よりコメントを加え、質疑応答を行い、学生の興味関心にこたえた。視聴した学生からは、「核抑止論の逆説の考え方など核問題と憲法をつなげて考えることができ」深めることができた、「今後もさらに様々な分野に視野を広げて学び続けていこうと思」った、などの感想が寄せられている。

## (3)改憲問題対策法律家6団体との連携

改憲問題対策法律家6団体連絡会(以下、「法律家6団体」という。)は、社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会の6つの団体で構成され、政府の違憲行為や「憲法改正」の企てに対し、協働して集会を開催したり声明を発表したりするなどの活動を行ってきた。

2022年通常国会においては、これまでの慣例を破り、予算審議が継続しているうちから衆院憲法審査会の開催が進められ、さらに基本的に毎週開催されている状況の下、法律家6団体は、毎回の憲法審査会傍聴の体制を整え情勢監視を継続するとともに、院内集会の開催、アピールの発表、さらに改憲ありきの憲法審査会始動に対して反対する声明(2022年2月24日付)、緊急事態条項創設改憲案に反対する緊急声明(同年4月6日付)を発出した。

その他、学術会議任命拒否問題への取組み、敵基地攻撃論や台湾有事に関する取組み、立憲主義を守る政権への交代を実現するための取組みなども行った。また、2022年3月11日付でロシアによるウクライナ侵攻に対する抗議声明を発表し、国連憲章に明確に違反することを示すとともに、これに乗じた改憲議論や核共有論などは断じて許されないことを示してきた。

当協会大住広太事務局次長(自由法曹団事務局次長)は、毎週開催される衆院憲法審査会の動向に対応するため週1回ペースで行われていた法律家6団体の事務局会議に出席した他、森一恵事務局長は状況に応じて月1回の拡大事務連絡会に参加するなど、当協会も参加団体として、平和憲法を擁護し、核兵器廃絶を目指す立場から、法律家6団体のとりくみに協力してきた。法律家6団体は、月1回の連絡会と、状況に応じて適宜事務局会議を開催している。2022年においては、上記切迫した憲法審査会の状況から、衆院憲法審査会の開会日の夜、毎週事務局会議を実施し、対策を講じてきた。当協会大住広太事務局次長は、これらの連絡会や事務局会議に出席し、森一恵事務局長も状況に応じて連絡会に参加した。また、当協会大久保賢一会長は、構成団体である当協会の代表として、記者会見への出席、総会での特別報告を行うなどしており、当協会も参加団体として、平和憲法を擁護し、核兵器廃絶を目指す立場から、法律家6団体の取組みを担ってきた。

## 8. 核フォーラム

昨年度、オンライン(ZOOM)形式で「解説・核兵器禁止条約」と題するシリーズ(第3回まで)及びICJ核兵器勧告的意見25周年を記念するフォーラムを行ったのに引き続き、本年も以下の通り開催した。尚、進行役は森一恵事務局長と大住広太事務局次長が交代で務めた他、事務局中心にZOOM操作にかかるスタッフチームを設けた。

開催日	参加者数 ※ () 内は 申込者数	報告者並び にコメンテ ーター	テーマ
12月16日(2021年)	27(33)名	山田寿則 小溝泰義	・解説・核兵器禁止条約(第4回) TPNW第1回締約国会合に向けて
7月15日(2022年)	47(70)名	山田寿則 遠藤あかり 河合公明	・TPNW締約国会議からNPT再検討会 議へ

TPNW第1回締約国会合の開催を受け、今次フォーラムに対する関心は高かった。リピーターの参加申込が多く、申込時に前回までのフォーラムの視聴(YouTubeでの限定公開による視聴を可能にした)を希望する申込者が多かった。報告後の質疑応答も活発に行われ、アンケート結果でも好評だったことがうかがえる。当日参加できなかった人からの後日視聴希望も多く寄せられている。また、当日使用した資料については、ホームページ<sup>26</sup>から閲覧できるよう配慮した。

## 9. 理事会

下記のとおり、ほぼ月1回のペースで理事会を開催(12月理事会のみ四谷三丁目事務所とZOOMのハイブリッド、それ以外は全体オンライン会議)した。下記記載の主な議題の他、毎回議論の冒頭に核をめぐる直近情勢について意見を交わした。理事会参加人数はほぼ毎回二桁にのぼる。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者数	主な議題
12月8日(2021年)	12名	総会・意見交換会総括、11/18IALANA共同会長会議報告と12/11IALANA理事会に向けて、12/16核フォーラム準備、2020NPT再検討会議(2022年1月予定)・TPNW第1回締約国会合(2022年3月予定)に向けて、NGO連絡会、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
1月20日(2022年)	11名	TPNW第1回締約国会合・2020NPT再検討会議(2022年8月に延期)に向けて、12/11IALANA理事会報告及び3/14IALANA共催ウェビナー準備(1/13WG)、12/16核フォーラム総括と今後の核フォーラム計画、NGO連絡会・「勝手にNPT」報告、非核の政府を求める会1/10シンポ、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外
2月17日	12名	3/14IALANA共催ウェビナー(3月TPNW第1回締約国会合延期を受けて)準備(2/16WG)、今後の核フォーラム計画、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外
3月17日	12名	3/14IALANA共催ウェビナー総括、3/4ICANキャンペーン展開構想会議報告、核フォーラム準備、NGO連絡会報告、原発と人権ネットワーク報告、非核の政府を求める会報告、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会報告、外 ※尚、3月理事会に前後してNPT再検討会議は8/1～26間、TPNW第1回締約国会合は6/21～23間の日程で開催されることが発表された。
4月22日	13名	今後の事務局体制、TPNW第1回締約国会合(6/21～23)に向けて①現地代表派遣②IALANAとの共催サイドイベントの検討③核フォーラム計画、NPT再検討会議(8/1～26)に向けて、NGO連絡会、外

<sup>26</sup> <https://www.sumquick.com/hankaku/event.html#01> 参照。

5月24日	13名	TPNW 第1回締約国会合(6/21~23)に向けて①提言の発出②6/10 IALANA との共催オンラインウェビナー(コメンタリー紹介)準備③「市民社会からの提言」への賛同④代表者現地派遣の準備、7/15 核フォーラム準備、NPT 再検討会議(8/1~26)に向けて、外
6月21日	8名	TPNW 第1回締約国会合(6/21~23)に向けて①6/10 オンラインウェビナー(コメンタリー紹介)総括②関連イベント(ICAN 市民社会フォーラム、オーストリア非人道性会議等)情報共有③現地代表者派遣の状況、7/15 核フォーラム準備、TPNW コメンタリーの普及方法、ドイツ IALANA との核共有問題に関する意見交換会(7月以降の核フォーラム準備)、NPT 再検討会議(8/1~26)に向けて、11月総会・意見交換会準備(会場・プログラム)等、NGO 連絡会関連、原発と人権ネットワーク、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、外
7月27日	12名	7/15 核フォーラム総括、NPT 再検討会議(8/1~26)に向けた会長声明発出、ドイツ IALANA との核共有問題に関する意見交換会、TPNW コメンタリー日本語版の普及・製本、11月総会・意見交換会準備、NGO 連絡会、「原発と人権」ネットワーク、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、アボリション 2000IALANA 活動報告、国連人権理事会日本審査にかかる意見書提出、外
9月1日	10名	11月総会・意見交換会準備、ドイツ IALANA との核共有問題に関する意見交換会準備、TPNW コメンタリー日本語版の普及・製本、NGO 連絡会、「原発と人権」ネットワーク、コスタリカによる国連事務総長宛シリア紛争解決の提案書及びロシアのウクライナ侵略紛争解決の提案の紹介、外
10月12日	10名	11月総会・意見交換会準備、IALANA との連携、TPNW コメンタリー日本語版の普及・製本、NGO 連絡会、「原発と人権」ネットワーク、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、当協会データ保管・活用方法について、井上事務局退任・業務引継ぎ、外

#### 10. 機関誌『反核法律家』の発行

主な内容は以下のとおりである。

号	主な内容
109 (2021 冬)	2021 総会決議、NPT 再検討会議と TPNW 第1回締約国会合に向けて
110 (2022 春)	2020 総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」、「核兵器のない世界の達成と維持に関する法的枠組み」の提案
111 (2022 夏)	IALANA・JALANA 共催ウェビナー「過去をふり返り未来を見据える:核被害者に正義を!」、プーチン・ロシア大統領によるウクライナ侵略に抗議する声明
112 (2022 秋)	核兵器禁止条約第1回締約国会合から NPT 再検討会議へ、NPT 再検討会議に向けた会長声明

#### 11. ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会の活動内容や提供情報等を分かりやすく発信するため、管理会社と協議しながら改善を進めてきた。またスマホからのアクセスも意識して、より見やすいものになるように工夫してきた。今度も当協会と IALANA の声明・企画・機関誌刊行など、その都度発信してきた。

## 12. 事務局体制及び協会事務所の変更

本總會をもって井上事務局が退任（IV.役員体制参照）することに伴い、井上事務局が担当していたIALANAとの連絡業務、グーグルフォーム作成やYouTube動画配信などのデジタル関連業務会員はより若い世代に担ってもらふこととし、会計担当業務を田中事務局が引き継ぐことになった。

また、理事会等の全体オンライン（ZOOM）化により、もっぱら会議等のための集合場所として利用してきた新宿区荒木町（四谷三丁目）の当協会事務所を使用する機会がなくなったことから、その賃貸借契約を解除し、連絡先事務所を大久保賢一法律事務所（〒359-0044 埼玉県所沢市松葉町 11-9 ピースセンター）に移すこととした。財政的観点からも、従前の家賃相当額を今後活動費等に充当できることを考慮した。

## III. 活動方針

### A 目標

#### 1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。

2022年6月21日から23日にかけてウィーンで開催されたTPNW第1回締約国会合で発表された「核兵器のない世界へのコミットメントに関する宣言」や「ウィーン行動計画」では、核抑止論の否定、核兵器がもたらす人道的影響、被害者援助と環境修復の必要性について言及されている。TPNW第1回締約国会合は「核兵器も戦争もない世界」に向けた歴史的な成果である。

他方、2022年2月24日以降のロシアによるウクライナへの軍事侵攻や核兵器使用の威嚇を契機に、世界において核兵器使用の現実的リスクが高まりつつある。日本国内においても、「非核三原則」の見直し論や、核共有を肯定する見解が主張されるなど、核兵器の廃絶に逆行する動向も見られる。

このような最新の国内外の情勢を踏まえ、当協会はTPNWの普遍化・朝鮮半島の完全な非核化と朝鮮戦争の終結、並びに北東アジアの非核地帯化を通して「核兵器のない世界」の達成と維持を目指す。

#### 2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。当協会は、被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、朝鮮半島出身の被爆者をはじめとする在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進める。

#### 3. 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について何も反省していない。日本政府は、使用済み核燃料の廃棄方法が確立していない状態で、電力不足解消を口実に、原発再稼働の取組み強化による稼働率引き上げと原発増設を企てている。しかし、未曾有の被害をもたらした福島原発事故により、原子力発電と人類は共存できないことは明らかであり、原発政策に依存する社会は、将来さらなる凄惨な被害をもたらしかねない。政府に歯止めをかけるために、当協会は、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化する。

## B 行動計画

### 1. 2026NPT 再検討会議に向けて

新型コロナの影響で4度にわたって延期されていたNPT再検討会議は、2022年8月1

日に開幕し、26日に閉会したが、「最終文書」の採択には至らなかった。前回のNPT再検討会議に引き続いて「最終文書」の採択に至らなかったことで、NPT体制の形骸化が進んでいる。

2020年、日本政府は国連総会に「6条を含むNPTの完全・着実な履行にコミットする」との決議を出し採択されている。日本政府が被爆国であることを枕詞に核兵器国と非核国との「橋渡し」の役割を自認するならば、核軍縮の議論において、核兵器国に軸足を置いた「究極的廃絶」の立場からの脱却が求められる。当協会は、NPT体制の堅持及び日本政府がNPT6条の完全実施、すなわち核軍縮誠実交渉とその完結義務を果たすよう、市民社会とともに注視していかなくてはならない。2026年の次回NPT再検討会議に向けても、声明の発出やイベントの実施など「核兵器も戦争もない世界」を実現するための提案をアピールする方法を検討する。

### 2. 2023年第2回TPNW締約国会合に向けて

2023年11月27日から12月1日にかけて、ニューヨークの国連本部において、第2

回TPNW締約国会合が開催される見込みである。

当協会は第2回TPNW締約国会合に向けて、以下のとおり、TPNWの普遍化、日本政府に早期の署名・批准と締約国会合への参加を求める取組みを進め、締約国会合に積極的に関与する。

まずTPNWは、「核兵器のない世界を達成しかつ維持する」ことが、「世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」(前文5段)と規定している。当協会は、核兵器頼みの安全保障から、核兵器のない世界の実現で平和と安全を確保するというTPNW規範の普遍化を、この間の核フォーラムの成果などを活かしつつ、広範な市民社会と連携して加速させる。

またTPNWは、第8条において締約国会合に、非締約国や国連等国際機関とならんで赤十字及びNGOにオブザーバーとして出席するよう招請を行うことを定め、非締約国や市民社会の関与を積極的に求めている。当協会は、核兵器廃絶日本NGO連絡会と協働しつつ、日本政府に対し、引き続きTPNWの署名・批准を求めるとりくみを強めながら、締約国会合への参加を求めていく。

さらにTPNW第1回締約国会合で発表された「核兵器のない世界へのコミットメントに関する宣言」や「ウィーン行動計画」で言及された被害者援助と環境修復の必要性に関し、当協会としても、被爆者援護にとりくんできたこの間の蓄積を活かし、被爆の実相を世界に伝えていく。

### 3. 朝鮮半島・北東アジア非核化のために

朝鮮半島の平和と安定のためには、韓国・北朝鮮双方の敵対的ではない民衆レベルでの交流が重要となる。当協会はこれまでも意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を行い、マスメディアでは伝えられない情報・議論を発信してきた。南北朝鮮及び日本の市民社会における対話と交流、情報交換の場を提供し、提言などを発信していくことは、引き続き当協会の重要な任務である。とりわけ、日本と朝

鮮半島の被爆者との連携、在外被爆者やグローバルヒバクシャとの協働に尽力することが求められている。2020年意見交換会をきっかけに、韓国原爆被害者との連携が進み、アメリカの原爆投下責任を追究する課題も浮上している。かつての新原爆裁判<sup>27</sup>における当協会の蓄積を活かして、当協会はこの課題を前向きに検討していく。原水爆禁止 2022年世界大会・広島で8月5日に行われたテーマ別企画「米国の原爆投下をどう裁くか」(当協会大久保会長が報告者として登壇)においても、在韓被爆者を中心に2026年NPTにおいてアメリカの原爆投下の責任を問う民衆法廷の開催を企画しており、2023年にはそのための国際準備委員会を発足させることが報告・提起された。私たちは、日韓の市民社会と協力・協働してこのとりくみの成功に寄与する。

あわせて、引き続き朝鮮半島及び北東アジアの非核化に向けてその展望を、市民社会とともに検証していく。

#### 4. IALANA との連帯

NPT や TPNW 締約国会合をはじめ国際機関による、あるいは国際 NGO による重要な国際会議の場での IALANA との協力協働、IALANA が主催・共催する国際会議への貢献、オンラインイベントの共同開催、ワーキンググループ、意見交換の場などを通じて、当協会は引き続き IALANA との連携を強化する。II 活動報告 5 項記載のとおり、オンラインイベントの共同開催は、国内外の市民社会に、核兵器廃絶や被害者救済の必要性を訴える良い機会となった。引き続き、IALANA との共同開催によるオンラインイベントを実施したい。

また IALANA の組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、協議検討していく。

さらに IALANA との間では 2021 年 7 月 8 日に実施された ICJ 核兵器勧告的意見 25 周年記念イベント検討の際に、中長期的課題としてアジア・太平洋地域のネットワークづくりの必要性が提起された。既に交流のあるニュージーランド・スリランカ・韓国などの法律家や有識者を通じて、アジア・太平洋地域のネットワーク作りを検討していく。会員らが COLAP (アジア太平洋法律家協会) などを通じて交流した人たちへの働きかけも試みる。

#### 5. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、外務省や「賢人会議」等との意見交換会、各政党党首・国会議員との討論会や、核兵器廃絶国際デーにちなんだイベントなどに積極的にとりくみ、市民社会の声を政府の核政策に反映させるうえで、重要な機会となっている。当協会は、引き続き同連絡会と協働してとりくみを強化する。

#### 6. 他団体との連携

##### (1)「原発と人権」ネットワークとの協力協働

---

<sup>27</sup> 新原爆裁判のとりくみについては当協会 HP、[http://www.hankaku-j.org/list\\_b\\_3.html](http://www.hankaku-j.org/list_b_3.html)を参照。

原発に依存しない社会の実現をめざして「原発と人権」ネットワークとの協力協働により脱原発運動を進める。原発被害者損賠請求訴訟や原発差止訴訟を支援し、人類と核は共存できないという立場から、とりくみを強める。

#### (2)「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

#### (3)「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会も加盟団体として「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の活動、とりわけ「継承センター」の設立に協力する。

#### (4) 改憲問題対策法律家 6 団体連絡会との連携

Ⅱ活動報告 14 項記載のとおり、当協会は法律家 6 団体との協力・協働を進めてきたが、改憲勢力が改憲準備を強めつつある今、法律家 6 団体の活動はますます重要になっており、9 条改憲、核共有などの目論見を許さず、憲法の完全な実施と平和外交による国際社会への働きかけによって核廃絶を目指す立場から、引き続き連携を強めていく。

### 7. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

当協会の会員数は 250 名（10 月 12 日現在）を超えるが、会員の高齢化や逝去によるやむを得ない退会に比して、新たな入会者が少ないため依然減少傾向にある。しかし NGO 連絡会の活動や核フォーラム等が接点となり、若い世代・学生らの入会につながるケースも生まれている。身近な人への働きかけとともに、積極的に将来世代にうたえるための工夫が求められる。

同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。会計処理については、この間オンライン決済方法を取り入れるなど合理化をはかってきた。引き続き会計処理の効率化を図り、利便性を高めることに努力する。

### 8. 機関誌「反核法律家」の充実

引き続き年 4 回発行を目標とする。立命館大学国際平和ミュージアムのような定期購読申込例をさらに増やす。大学図書館等への働きかけを強める。

### 9. ホームページ等の充実

当協会会員・役員から寄せられた改善案に基づき、さらなる充実を図る。またこの間作成してきた英語版ページの活用で、海外からのアクセスにも対応できるよう内容を検討し、国際的な発信力を高める。原爆裁判・下田事件アーカイブが完成し、歴史的価値ある資料の公開・閲覧が可能になった。アーカイブの存在をさらにアピールし、反核 NGOs や学生に活用してもらえるよう工夫する。

また、Facebook をはじめとした SNS やイベントの見逃し配信（動画視聴）等により、情報の発信力を強化する。

### 10. 理事会・役員体制の充実

引き続き毎月理事会を開催する。参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、Zoom システムも活用する。また、理事会資料の整理・共有方法を検討する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

#### 11. 「核フォーラム」の充実

Ⅱ活動報告 5 項記載のとおり、昨年度からとりくんだオンラインによる核フォーラムは、市民・学生の学ぶ意欲に応え、参加者の規模の点でも質の点でも充実した内容となった。核フォーラムの見逃し配信（動画視聴）も好評であった。引き続き、当協会が幅広く市民社会と意見交換を進める貴重な場と位置付け、自由闊達な議論が行えるよう工夫していく。2022 年 6 月 21 日から 23 日にかけて開催された TPNW 第 1 回締約国会合の成果や、2022 年 8 月 1 日から 26 日にかけて開催された NPT 再検討会議の状況にあわせ、市民・学生の興味関心に応えられるようテーマを検討する。

#### 12. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 144 人(2022 年 10 月 12 日現在)にまで拡大した。そこでは、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る<sup>28</sup>。

---

<sup>28</sup> メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えてください。  
E-mail: jalana.office@gmail.com

#### IV. 役員体制

##### 日本反核法律家協会役員名簿

役職	氏名	所在	職業	備考
会長	大久保 賢一	埼玉	弁護士	
副会長	高崎 暢	北海道	弁護士	
副会長	内藤 雅義	東京	弁護士	
副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士	
副会長	藤原 精吾	兵庫	弁護士	
事務局長	森 一恵	三重	弁護士	
事務局次長	大住 広太	東京	弁護士	
理事	愛須 勝也	大阪	弁護士	新任
理事	梓沢 和幸	東京	弁護士	
理事	足立 修一	広島	弁護士	
理事	池上 忍	広島	弁護士	
理事	井上 正信	広島	弁護士	
理事	浦田 賢治	東京	学者	IALANA 副会長
理事	太田 茂	東京	弁護士	
理事	萱野 唯	東京	弁護士	
理事	君島 東彦	京都	学者	
理事	佐々木 猛也	広島	弁護士	IALANA 共同会長
理事	佐々木 亮	東京	学者	
理事	笹本 潤	東京	弁護士	
理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤 昭治	東京	弁護士	

理事	田部 知江子	東京	弁護士	
理事	徳岡 宏一朗	東京	弁護士	
理事	中川 重徳	東京	弁護士	
理事	中西 裕人	大阪	弁護士	
理事	西山 明行	千葉	弁護士	
理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	
理事	森 孝博	東京	弁護士	
理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA 理事
監事	岡部 素明	埼玉	税理士	
機関誌・会計	田中 恭子	埼玉	事務員	

豊島達哉理事 退任

井上八香事務局 退任